

## SFAS No.157 以前の公正価値概念の改善

山本紀生\*

### Improving the Concept of Fair Value before SFAS No.157

Norio Yamamoto\*

#### Abstract

The purpose of this article is to follow the improvement in the concept of fair value before SFAS No.157. The article investigates the concept of fair value and its estimation methods in ARB, APBO and SFASs before SFAS No.157. Many standards have adopted similar but different concepts of fair value in their measurement requirements, though the concepts have been improved gradually. The measurement methods of fair value have been structured into two tiers. In the first tier, quoted market prices should be used. In the second tier, if quoted market prices are not available, the measure of fair value should be estimated by using the valuation techniques such as the present value method. Thus economic thought and marketplace realities form the basis of the improvements of the concept of fair value and its estimation methods in U.S. GAAP.

#### キーワード

測定、公正価値、公表市場価格、現在価値、経済的論拠

#### はじめに

2006年9月に公表されたSFAS (Statement of Financial Accounting Standards) No.157は、それ以前のGAAP (Generally Accepted Accounting Principles) における公正価値の定義や測定方法に、統一かつ体系的なフレームワークをもたらした。しかし、SFAS No.157のフレームワークがもたらしたものこそ、SFAS157以前のGAAPにおいて形成されてきた、公正価値に関する規定の蓄積の結果であると、考える。

本稿の目的は、SFAS157以前の会計基準書における公正価値概念の取扱いの変遷を辿ることである。公正価値を用いている、ARB (会計調査公報: Accounting Research Bulle-

---

\* やまもと のりお: 大阪国際大学名誉教授 (2017. 9. 22 受理)

tins)、APBO (会計原則審議会意見書:Opinions of the APB) 及びSFASにおいて、どのような規定で公正価値が適用され、どのように公正価値が定義され、そして、どのような公正価値の測定方法が形成されてきたかを、SFAS157以前の公正価値に関する規定の変遷を辿ることにより、後にSFAS No.157のフレームワークを考察するための、一助とした。

かくして、本稿は4節で構成されている。第I節「公正価値概念の起源」では、ペイトン・リトルトンの学説を紹介するとともに、初期の法規制における公正価値概念を取り上げる。さらに、初期の会計基準として、ARBを設定したCAP (会計手続委員会: the Committee on Accounting Procedure) の役割とARBにおける公正価値の取扱いを論じる。第II節「APBOの公正価値」では、APBOを設定したAPB (会計原則審議会: Accounting Principles Board) の役割と、APBOにおける公正価値の取扱いを論じる。第III節「SFASの公正価値」では、SFASを設定したFASB (財務会計基準審議会: Financial Accounting Standards Board) の役割と、SFAS No.157以前の主なSFASにおける公正価値の取扱いを論じる。最後に、第IV節「公正価値概念の改善と経済的論拠」では、公正価値測定に関する改善内容を整理し、改善の基礎に経済的論拠があることを論じている。

## I 公正価値概念の起源

### 1 初期の公正価値思考

公正価値概念の使用は、公益事業分野において、投資家が公正な収益を得る権利的価値を表す法的概念として用いられたことに始まる<sup>1)</sup>。会計学の文献では、ペイトン・リトルトンは、『会社会計基準序説』(An Introduction to Corporate Accounting Standards, 1940)において、「現金価値(cash value)の公正な表現(fair expression)」という表現を用いて、制度的かつ規範的意義を主張した。すなわち「互いに独立した当事者間(arm's length bargaining)の、自由な商議によって到達せられた原価価格(cost price)は通常その際の現金価値の公正な表現である」<sup>2)</sup>と、述べている。

さらに、ペイトン・リトルトンは、「公正な市価(fair market value)」という表現を用いている。すなわち、価格を形成する市場を、広くかつ活発な市場と狭い市場に分け、前者の市場で取引される財・サービスでは、公正な市価となるが、後者の市場の場合には、価格が必ずしも公正な現金価値を反映していないため、現金価値は判定ならびに推定すべき性質のものであることが多い、という<sup>3)</sup>。しかし、このような場合でも、「最後に同意し現金で表明された価格が、交換の際の公正な市価の証拠として入手しうる最上のものである」<sup>4)</sup>と結論している。

証券諸法の領域では、投資会社法(Investment Company Act of 1940)の第2条(定義)において、登録投資会社の資産「価値」に関する規定の中で、市場価値(market value)と公正価値(fair value)が区別して使用されている。すなわち、「(B) この法律のその他の条項においては、(i) その相場を容易に入手することができる証券に関しては、当該証券の市場価値;(ii) その他の証券及び資産に関しては、取締役会により善意に決定された

公正価値」<sup>5)</sup>の規定にみられるように、投資会社法では、入手又は決定方法によって、市場価値と公正価値を区別している。

税法上の観点から、IRS Revenue Ruling 59-60 は、遺産税レギュレーション「20.2031-1 (b)」条及び贈与税レギュレーション「25.2512-1」条の公正な市価 (fair market value) の定義を利用している。すなわち、公正な市価とは、「自発的な (a willing) 買い手と自発的な売り手間において、前者が購入の強制の下になく、後者は売却の強制下になく、両当事者が関連事実の合理的な知識を有している場合に、財産が両者で交換される時の、価格」として定義されている<sup>6)</sup>。さらに同 Revenue Ruling は、公正な市価に関する法廷判決を引用している。すなわち、「仮説的な買い手と売り手が、取引しようと自発的である同様に、取引することが可能であり、かつ、財産と財産市場に関して、十分に熟知していると仮定されている」<sup>7)</sup>と述べている。

このように、初期の文献や法規では、「公正な市価」「公正価値」「市場価値」の諸概念が混在して、実務上用いられていたのである。

## 2 ARB の公正価値

### 2.1 CAP と ARB

AIA (アメリカ会計士協会: American Institute of Accountancy: 1917-1957) は、1939年に、CAP を設立し、1939年から1959年までの間に、No.51 に至る ARB を発表した<sup>8)</sup>。そのうち、1953年に発行された ARB No.43 は、No.42 までの ARB を見直し、会計指針書として集約されたものである。

### 2.2 ARB と公正価値

以下では、用語「公正価値」(fair value) が用いられている主要な ARB を取り上げる。なお、「」は標題、それに付された ( ) は発行年月を示し、[ ] はその結末を表す (以下同様)。

(1) ARB No.3「準会社更生 (Quasi-Reorganization) 又は会社整理 (Corporate Readjustment)」(1939.9) : [ARB No.43 第7章 A 節]

ARB No.3 は、資産の整理による過小評価が、その後実現した際に、利益又は利益剰余金の過大評価につながるとして、資産の公正な評価を規定していた。すなわち:「整理日現在の公正かつ不当でない保守的価値 (fair and not unduly conservative value) で計上すべきである。もしどの資産の公正価値も容易に決定可能でないならば、保守的見積りがなされる」<sup>9)</sup>。ここでは、用語「公正価値」は定義なしに使用され、公正価値に代わる見積りが代替的に述べられている。

(2) ARB No.11「通常の株式配当の会社会計」(1941.9) : [ARB No.43 第7章 B 節]

ARB No.11 では、取締役が考慮すべきものとして、株式配当による増加株式数に対する、公正市場価値 (a fair market value) と、市場で形成される受取株式配当の市場価値 (market value) が区別されていた<sup>10)</sup>。その後、ARB No.11 改訂版 (1952. 11) では、増加株式数の公正市場価値ではなく、用語「公正価値」が用いられた<sup>11)</sup>。

(3) ARB No.40「企業結合」(1950.9) : [ARB No.43 第5章、第7章 C 節]

ARB No.40 は、企業結合を持分プーリング法とパーチェス法に区別するための規準と会

計処理を定めていた。公正価値はパーチェス法の会計処理に関係している。すなわち、取得財産の当初計上金額に関して、「提供された対価の公正価値か、又は、取得財産の公正価値か、いずれかより明確な方に決定されるであろう」<sup>12)</sup>とする規定を設けた。そこでは、用語「公正価値」は定義されることなく、使用されていた。その後、ARB No.40 は ARB No.43 (1953.6) 第 7C 章に編集された後、持分プーリング法とパーチェス法を区別する規準を追加修正した ARB No.48 (1957.1) に取換えられた。

(4) (改訂) ARB No.37 「ストックオプション及び株式購入計画に基づく報酬の会計」(1953.1) : [ARB No.43 第 13 章 B 節]

(改訂) ARB No.37 において、ストックオプション等の算定可能な報酬額が含まれている限り、受けた役務のコストは報酬として会計処理すべきであると規定していた<sup>13)</sup>。現金以外の方法で支払われる場合、その報酬額は、「提供される役務と交換に与えられる財産についての、当事者が合意した公正価値により決定」<sup>14)</sup>すべきとされた。

公正価値の測定額について、「授与日における株式の公正価値以下の価格で株式を購入する制限付きの権利の、被授与者に対する価値及び会社に対するその原価は、その時の株式の公正価値が選択権価格を超える額である」<sup>15)</sup>と規定された。さらに、株式の公正価値の測定方法について、「その株式の市場相場は重要な屢々主要な要素であるが、一定の日の市場相場は必ずしも決定的な証拠ではない」とし、「重要な市場相場が得られない場合には、他の評価の方法が用いられるべきである」と説明されている<sup>16)</sup>。

以上のように、ARB において、公正価値の定義はなされていないものの、公正価値は公正市場価値と区別して使用されてきた。ARB では、現金以外の、株式やその他の財産を対象とした非現金による交換取引が行われる場合に、公正価値は重要な測定属性として用いられてきたことが、わかる。

## II APB の意見書 (APBO) の公正価値

### 1 APB と APBO

1959 年 1 月に、AICPA (アメリカ公認会計士協会 : American Institute of Certified Public Accountants、AIA の後継組織、1957 -) は、CAP と会計用語委員会に代わる、APB (1959-1973) を設立した<sup>17)</sup>。1958 年 9 月の特別委員会報告は APB の設立を勧告し、APB の役割を、「妥当な実務を決定し、かつ、実務の相異と不整合な領域を狭める」ため、「何が GAAP を構成するかに関する文書表現を進めることである」と述べていた<sup>18)</sup>。APB の活動は、1973 年に、APB が FASB に改組されるまで続いた。APB は 1973 年 6 月までの 14 年間に、31 の APBO と 4 つの APB ステートメントを発表してきた。

### 2 APBO と公正価値

以下では、公正価値を用いている主要な APBO と、財務諸表の測定原則を定めた APB ステートメント No.4 を取り上げる。

(1) APBO No.15 「一株当たり利益」(1969.5) : [SFAS No.128 (1997.2) に取替]

APBO No.15 では、転換証券が普通株式に相当するかの判定テストにおいて、転換証券

の市場価格における利回りの計算を要する<sup>19)</sup>、もし「市場価格」が得られない場合、その証券の「公正価値」によるべきものとした<sup>20)</sup>。そこでは、公正価値は利回り計算目的であった。

(2) APBO No.16「企業結合」(1970.8)：[SFAS No.141 (2001.6) に取替]

ARB No.48 では、持分プーリングとパーチェスの区別の規準が明確でなかった。APBO No.16 では、持分プーリング法適用の特定条件が満たされない企業結合には、パーチェス法を適用した<sup>21)</sup>。パーチェス法は資産取得の一般的な原則<sup>22)</sup>に従い、被買収企業の原価は、「引き渡した他の資産の公正価値及び買収企業が負った負債の公正価値」により測定され、「負債証券の現在価値はその公正価値」<sup>23)</sup>で測定される。

APBO No.16 では、持分証券の公正価値の測定方法を、二段階で説明していた。まず、「企業結合を行うために発行した持分証券の公表市場価格 (quoted market price) を……調整した後、被買収会社の公正価値を近似するものとして通常使用してよい」<sup>24)</sup>とした。次に、「もし公表市場価格が株式の公正価値でない場合、受領した資産の公正価値を直接測定することが困難であっても、受け取った対価を見積もらなければならない」<sup>25)</sup>と、見積りの必要性を述べている。

(3) APB ステートメント No.4「企業の財務諸表の基礎をなしている基本概念と基本原則」(1970.10)：[廃止]

APB ステートメント No.4 は、財務諸表の基本原則と基本概念の必要性を感じていた AICPA によって、公表された<sup>26)</sup>。取得資産における公正価値は、取得原価の近似値として規定された。「M-1A (1) 公正価値：金銭も金銭支払いの約束のいずれも交換されないような交換において、取得資産は、一般に、引渡資産の公正価値をもって測定される。しかしながら、受入資産の公正価値が、より明白に立証される場合には、取得資産は、その公正価値で測定される」と規定された。さらに討議として「現金預金又は金銭債権の介入しない移転においては、公正価値が交換価格 (exchange price) の近似値である」と意義づけられ、「現金預金との交換が行われたとすれば、交換価格がいくらであったであろうかを、近似するために、同種の交換が用いられる」とされた<sup>27)</sup>。ここでは、公正価値の基本概念的な形成まで至らず、交換価格の拡大適用にとどまっている。

(4) APBO No.18「普通株式の投資に対する持分法による会計処理」(1971.3)

APBO No.18 では、公正価値は、市場価値法 (市場価額によって普通株式投資を報告) において、市場価値 (market value) が利用可能でない場合の近似値として説明された<sup>28)</sup>。しかし、市場価値法は持分法による投資の処理法としては調査研究の課題とされた。

(5) APBO No.21「手形債権及び手形債務の利息」(1971.8)

APBO No.21 は、手形の額面金額が手形との交換により授受した対価の現在価値を合理的に表していない場合における、適切な会計処理を扱っている<sup>29)</sup>。このような場合に、「手形および手形と交換された固定資産、商品または用役の原価は、固定資産等の公正価値又は手形の市場価値のうち、より明確に決定可能ないずれかの価額により記帳されるべきである」とする。しかし、公正価値や市場価値が存在しない場合に、APBO No.21 は、「帰属利子率」(imputed rate of interest) を用いて割り引いた現在価値で記帳されるべきである

とする<sup>30)</sup>。このように、APBO No.21 は、公正価値と市場価値を区別せず用いている。

なお、現在価値は、脚注において、「将来満期日までに支払われるべき総金額を、適当な利率を用いて現在の価値に割り引いたものをいう」<sup>31)</sup>と定義され、さらに付録で、現在価値概念が事例を用いて説明されている<sup>32)</sup>。ここでは、現在価値は、公正価値や市場価値は存在しない場合の代替的な測定属性として、位置づけられている。

(6) APBO No.25「従業員に発行した株式の処理」(1972.10)：[SFAS No.123R (2004.12) に取替]

APBO No.25において、役務の報酬額の算定に関する ARB No.43 第13章Bの原則（改訂 ARB No.37 と同一規定）を一部修正した。

報酬プランにおいて用いられていた株式の公正価値測定に代わり、市場相場が用いられている。すなわち「会社が従業員ストックオプション等の対価として受ける役務に対する報酬額は、算定日の市場相場から、従業員が支払うことを要する金額を控除することにより算定すべきものである」と規定し、さらに、報酬額の算定に際して、「常設の市場において自由に売買できる同種の株式の市場相場を修正しないで使用すべきである」と結論した。そして「もし市場相場が利用可能でないときには、その株式の市場価値の最善の見積もりが報酬を測定するために使用されるべきである」<sup>33)</sup>と規定された。

(7) APBO No.27「リース賃貸人のリース取引の会計処理」(1972.11)：[SFAS No.13(1976.11) に取替]

APBO No.27 は、リース賃貸人がリース取引をリース資産の販売として計上できる基準を設定した<sup>34)</sup>。公正価値概念はリース資産の測定基礎としてではなく、取引条件等の判定要件として用いられた。例えば、二者間のリース取引において、「(i)・・・リース賃借人が支払うべき賃借料の現在価値と、(ii) リース賃貸人が留保する投資税額控除との合計額が、・・・当該リース資産もしくは類似資産の公正価値に等しいか、それを超過している場合」<sup>35)</sup>のような、販売相当の判定条件の要素として、公正価値が用いられた。

(8) APBO No.29「非貨幣取引の会計処理」(1973.5)

APBO No.29 では、基本原則として、「非貨幣資産と交換に取得した非貨幣資産の原価は、それを取得するために引き渡した資産の公正価値であり・・・交換により引き渡された資産の公正価値よりも受け取られた資産の公正価値のほうが明確である場合には、後者が原価の測定に使用されるべき」<sup>36)</sup>と規定している。非貨幣資産の公正価値の決定は、「同一のまたは類似の資産の現金取引における見積実現可能価額、市場価額・・・その他入手可能な証拠を考慮に入れたうえで行われるべきである」とされ、「もし非貨幣取引の一方の当事者が、非貨幣資産の代わりに現金を受け取ることを望むことができたとすれば、その場合に受け取られたはずの現金の額が交換される非貨幣資産の公正価値の証拠となる」とする<sup>37)</sup>。

基本原則の例外として、「非貨幣取引の会計は、譲渡される資産の公正価値を合理的な範囲 (par.25) で決定できない場合、それに基づいて行われるべきではない」<sup>38)</sup>と規定された。例外的な方法として、「非貨幣取引で受け取られる資産に付すべき価額の実現可能性に関して重大な不確実性が存在する場合には、合理的な範囲での公正価値の決定はできない

と考えられるべきである。・・・もし譲渡される非貨幣資産の公正価値も、交換によって受け取る非貨幣資産の公正価値も合理的な範囲で決定することができない場合には、当該企業から譲渡された非貨幣資産の帳簿価額がその取引の唯一の使用可能な測定方法となる」<sup>39)</sup>ことが示されている。

このように、APBO No.29 では、公正価値の決定と、その際に適用される公正価値測定の基本原則とその例外を規定している。

### Ⅲ SFAS の公正価値

#### 1 FASB と SFAS

1973年に、APBに代わり、AICPAとは独立した会計基準設定機関として、FASB（1973-）が設立された。FASBは、SFAS No.1（1973.12）からSFAS No.168（2009.6）まで、U.S.GAAPの源泉を形成してきた。SFAS No.168において、FASBは、SFASを中心とするGAAP階層をASC（会計基準編纂書：Accounting Standards Codification）に編纂し、ASCを新GAAPとして表明した。その後、ASCを更新するASU（会計基準更新書：Accounting Standards Update）が発行されている<sup>40)</sup>。しかし、GAAPの表現形式はASCに再編されたものの、基準内容はASCに引き継がれている。したがって、SFASを中心とした公正価値概念の考察の意義は、ASCシステム状況下においても変わらない。

#### 2 SFAS と公正価値

以下では、公正価値を測定属性とする、主要なSFASの規定を取り上げる<sup>41)</sup>。

##### (1) SFAS No.13「リース会計」（1976.11）

SFAS No.13は、リース取引の分類と会計処理について、FASBの統一的な見解を定めている。公正価値が問題となるのは、賃借人の立場からの、キャピタル・リースとしての分類と会計処理においてである。その分類要件の1つとして、「解約不能なリース期間中の最低リース支払額の現在価値が、リース開始時におけるリース資産の公正価値（投資税額控除後）の90%以上のリース」の要件が規定され、公正価値はその要件に含まれている<sup>42)</sup>。会計処理において、公正価値測定は、「リース契約開始時にリース期間中の最低リース料の現在価値または当該リース資産の公正価値か、いずれか低い金額で資産と負債に計上すべき」<sup>43)</sup>とする規定に用いられている。

公正価値の定義がGAAPに初めて試みられたのは、SFAS No.13においてである。SFAS No.13は、リース資産の公正価値を、「リース資産が、無関連当事者間のアームス・レンクス取引における売却価格」<sup>44)</sup>と定義したが、アームス・レンクス取引の説明はされていない。さらに、賃貸人が製造業者又はディーラーである場合の、公正価値の適用事例が示されている。すなわち、「(i) リース開始時のリース資産の公正価値は、通常、適正な数量又は取引割引を反映する、正常販売価格である。しかしながら、公正価値の決定は、当時に普及している市場条件に照らしてなされる。そのことは、財産の公正価値は正常販売価格以下であり、ある場合には、財産の原価以下となる」<sup>45)</sup>ことが例示されている。

このように、SFAS No.13は公正価値を定義し、その適用事例を用いて、公正価値概念

を説明している。

(2) SFAS No.15「問題の生じた債務の改訂に関する債権者及び債務者の会計処理」(1977.6)

SFAS No.15において、改訂の種類が全額弁済のための資産譲渡の場合、「第三者からの債権、不動産、その他の資産を、債務の弁済のために債権者に譲渡する債務者は、債務の改訂による利益を認識しなければならない」とされ、「この利益は、弁済された債務の帳簿価額が債権者に譲渡された資産の公正価値を超える部分の金額である」とされている<sup>46)</sup>。

SFAS No.15において、譲渡された資産の公正価値とは、「債務者が、強制されたまたは清算 (liquidation) による売却ではなく、自発的な (willing) 買い手と売り手の間で、現時点で売却された場合に、受け取る合理的に期待される金額」<sup>47)</sup>であると定義されている。この定義は、SFAS No.13の「無関連当事者間のアームレンクス取引において売却される価格である」を変更するものであり、その後の公正価値の定義の嚆矢となるものである。

SFAS No.15は、公正価値を定義するだけでなく、市場価値や割引価値法を付すべき公正価値の測定値であると意義づけ、それらを二層の公正価値の測定方法に構成している。第一に、市場価値による測定、すなわち「資産の公正価値はもしそれらの資産について活発な市場が存在するならば、それらの市場価値によって測定されなければならない」。第二に、見積方法の1は、「もし譲渡された資産について活発な市場が存在しないが類似の資産についてはあるならば、その市場の売却価格は譲渡資産の公正価値を見積もる際に有用であろう」とされ、見積方法の2は、割引価値法、すなわち「いかなる市場価格も利用可能でないならば、予想CF (キャッシュ・フロー) がそれに伴うリスクに応じた率で割引できれば、予想CFの予測が譲渡資産の公正価値を見積もるのに役立つであろう」とされている測定方法である<sup>48)</sup>。この二層の測定方法は、その後の公正価値測定方法の嚆矢となる。

(3) SFAS No.80「先物契約の会計」(1984.8) : [SFAS No.133 (1998.6) に取替]

SFAS No.80において、ヘッジ規準をみたさなければ、先物契約の市場価値の変化は、変化の生じた期間に損益として認識すべきであるとされている<sup>49)</sup>。ヘッジ会計処理は、「もし企業がヘッジ対象 (hedged item) の公正価値の未実現の変化を利益に含めるならば、関連する先物契約の市場価値の変化も、その変化が生じるときに、利益に認識すべき」<sup>50)</sup>とされる。

SFAS No.80では、ヘッジ対象の「公正価値の未実現」の評価とヘッジ手段 (hedging instrument) の「先物契約の市場価値」とが、対比して使用されている。

(4) SFAS No.84「転換社債の転換の勧誘」(1985.3)

SFAS No.84は、転換社債の転換時の発行企業の会計処理を規定している。すなわち、「転換社債が本ステートメントの第2節に記載された勧誘申込みに従った負債者の持分証券に転換された場合、負債者企業は、最初の転換条件に従い発行可能な証券の公正価値を上回る、取引において譲渡された全ての証券その他の対価の公正価値に等しい費用を認識すべきである」<sup>51)</sup>とする規定である。

同付録Aの事例1<sup>52)</sup>において、負債者企業が支払う増分対価の公正価値は、発行証券の市場価値から、転換特約により発行された証券の市場価値を差し引いて、計算された金額



となっている。公正価値は、市場価値から導かれる金額として、市場価値と区別されている。

(5) SFAS No.87「事業主の年金会計」(1985.12)

SFAS No.87において、公正価値は年金資産(plan assets)に関連して用いられている。年金資産とは、「年金給付のために分離し制限されて、用いられる資産」<sup>53)</sup>である。公正価値が適用されているのは、「年金資産は、持分又は負債証券、不動産その他であろうとかわからず、測定日の公正価値で測定されなければならない」とする規定である<sup>54)</sup>。

同規定において、公正価値の説明はSFAS No.15と同一内容である。

(6) SFAS No.105「オフバランス・シート・リスクをもつ金融商品と信用リスクの集中を伴う金融商品に関する情報開示」(1990.3)：[SFAS No.133(1998.6)に取替]

FASBは、金融商品プロジェクトの認識及び測定面の作業を中断し、先に金融商品の情報開示を優先したのである<sup>55)</sup>。

SFAS No.105では、初めて、用語「金融商品」(financial instrument)が概念的に定義され<sup>56)</sup>、オフバランス・シート・リスクを持つ金融商品の範囲、性質と条件、その信用リスク、全ての金融商品の信用リスクの集中の情報開示が規定されている<sup>57)</sup>。

SFAS No.105は、金融商品に対して、公正価値に関する基準が設定される前にFASBが取り組んだ、リスク情報開示のためのSFASである。

(7) SFAS No.107「金融商品の公正価値に関する開示」(1991.12)

SFAS No.107は、金融商品プロジェクトの開示の第二段階として、金融商品のオフバランス又はオンバランスを問わず、公正価値の一般的な情報開示を要請したものである<sup>58)</sup>。公正価値に開示に関して、「企業は、財務諸表の本体あるいはその注記のいずれかにおいて、その見積りが実務的である金融商品の公正価値を開示しなければならない。企業は、金融商品の公正価値を見積るために、使用した方法及び重要な仮定をも開示しなければならない」<sup>59)</sup>と規定している。

公開草案「金融商品の市場価値に関する開示」(1990.12)では、「公正価値」ではなく、用語「市場価値」が用いられていた。しかし、用語「市場価値」の使用法は、流通市場での取引商品のみを扱っている等の誤解が生じていた。FASBは、こうした混乱を避け、IASB(国際会計基準委員会)等の最近の用語使用法と整合させるために、用語「公正価値」(fair value)を使用することを決定したのである<sup>60)</sup>。

公正価値の定義は、「強制的あるいは清算による売却以外で自発的な当事者間の現時点での取引において、当該商品が交換されるであろう価額」と定義されている<sup>61)</sup>。

公正価値の測定方法は、SFAS No.15と同様に、第一層には公表市場価格(quoted market price)、そして第二層では公正価値の見積金額を用いる、二層制に構成した。第一層に関して、「公表市場価格は、もし入手できるならば、金融商品の公正価値についての最善の証拠」<sup>62)</sup>であり、「最も活発な市場における1取引単位についての公表市場価格が、市場価格の算定と公正価値の報告の基礎となる」<sup>63)</sup>と説明している。なお、市場の種類によって、公正価値に関する価格に関する入手情報は異なっていることを説明している<sup>64)</sup>。第二層に関して、「公表市場価格が入手できない場合には、経営者による公正価値の最良の見積もり

は、類似の性質を持つ金融商品の公表市場価格に基づくか、あるいは評価手法（例えば、関連するリスクに見合った見積期待将来 CF の現在価値、オプション価格決定モデル、又はマトリックス価格決定モデル）に基づいても差し支えない<sup>65)</sup>。なお、個別の公正価値の見積手続は、同付録 A で例示されている<sup>66)</sup>。

さらに、金融商品の公正価値を見積もることが実務的でない (not practicable) 場合が想定されている。FASB は、そのような場合に、公正価値の見積りに関する情報と見積りが実務的でない理由を開示すべきであると規定した<sup>67)</sup>。なお、実務的であることの意味を、「公正価値の見積りが過大な費用を発生させることなく可能であること」<sup>68)</sup>であると説明されている。

(8) SFAS No.114「貸付金の減損に関する債権者の会計処理」(1993.5)

SFAS No.114 は、貸付金の価値の減損が生じた場合の貸付金の評価と会計処理を規定している。減損が生じるのは、「現在の情報及び事象に基づき、債権者が貸付契約の契約条件に従って貸付金全額を回収できない可能性が高い (probable) 場合」<sup>69)</sup>である。貸付金が減損している場合、「債権者は、貸付金の「実効利率」で割り引かれた期待将来 CF の現在価値に基づいて減損を測定すべきである」<sup>70)</sup>と規定されている。但し、実務上の便宜のため、貸付金の観察可能な市場価格又は担保の公正価値を用いる場合を除くと定めた<sup>71)</sup>。

FASB が、減損貸付金の期待将来 CF に市場利率を用いず、公正価値で測定しないと決定したのは、「貸付金の減損は、減損が認識された日に、公正価値で貸付金の新規直接測定をすべき事象ではない」こと、及び、「減損されない貸付金は当初取得後に公正価値で計上されないことに注目し、貸付金の減損は、期待将来 CF の減少によって証拠づけられる、信用品質の毀損のみに基づき認識されるべきである」と、結論したのである<sup>72)</sup>。

(9) SFAS No.115「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」(1993.5)

SFAS No.115 は、市場性ある持分証券の低価法適用を規定していた SFAS No.12 (1975.12) を取り替え、より包括的な有価証券の分類と評価 (減損を含む) を定めている。

分類に関して、企業が保有する負債証券と持分証券は、有価証券取得時に、3 分類、すなわち、(a) 満期保有目的有価証券、(b) 売却可能有価証券、及び (c) 売買目的有価証券のいずれかに分類されなければならない<sup>73)</sup>。評価に関して、(b) と (c) の有価証券は、貸借対照表上、公正価値で測定しなければならない<sup>74)</sup>。減損に関して、(a) と (b) については、企業は、償却原価基礎額を下回る公正価値の下落が一時的でないか否かを判断し、「公正価値の下落が一時的でない判断される場合には、個々の有価証券の原価基礎額は、新原価基礎額として公正価値まで評価減し、当該評価損は損益に含めなければならない」<sup>75)</sup>と規定されている。

同付録 C「用語解説」では、公正価値について説明されている。公正価値の定義と二層の測定方法は、SFAS No.107 と基本的に同様である。修正点は、交換 (exchange) ではなく、売買 (bought or sold) に変更されたこと。見積方法に関しても、SFAS No.107 の「経営者による最善の見積り」を、「状況において利用可能な最善の情報に基づくべきである」と変更されていること。その他、評価技法は市場参加者の視点を用いるべきこと、すなわち「資産を測定するための評価技法は、公正価値を測定する目的と整合すべきである。こ

これらの技法は、利子率、不履行、前払及びボラティリティに関する仮定を含む、市場参加者が価値の見積りに際に使用する仮定を組み込むべきである」ことが、追加的に説明されている<sup>76)</sup>。

(10) SFAS No.121「長期性資産の減損及び処分予定の長期性資産の会計処理」(1995.3) : [SFAS No.144 (2001.8) に取替]

SFAS No.121 は、保有され使用される場合と処分予定の場合の長期性資産（及び特定の識別可能無形資産）の資産評価について規定していた。

保有され使用される長期性資産について、「エンティティは、事象又は状況の変化が資産の繰越金額が回収可能でないことを示している場合にはいつでも、減損をレビューすること」<sup>77)</sup>が要請された。減損をレビューする際、回収可能性テストが行われる<sup>78)</sup>。回収可能性テストにより認識された減損損失は、「資産の計上金額が資産の公正価値を超える額」として測定される<sup>79)</sup>。

SFAS No.121 は、減損の測定に用いられる公正価値の定義と二層の測定方法について説明した<sup>80)</sup>。その内容は、SFAS No.115、したがってSFAS No.107 と基本的に同様であった。但し、市場参加者の視点による諸仮定は説明されていない。また、評価技法として説明されているオプション・プライシング・モデル等は、金融商品に関する評価技法であるため、後に取替えられるSFAS No.144 の公正価値の説明では、削除された。

次に、処分予定の場合の長期性資産（及び特定の識別可能無形資産）の測定は、「繰越金額又は公正価値（売却費を控除した）の低い方で報告されなければならない」（正味実現可能価額での評価を規定している APBO No.30 の範囲となる資産を除く；なお、この制限はSFAS No.144 で廃止される）と規定され、その際、公正価値の測定は、保有され使用される長期性資産の規定に準拠する、とされた<sup>81)</sup>。

(11) SFAS No.123「株式に基づく報酬の会計処理」(1995.10) : [SFAS No.123R (2004.12) に取替]

SFAS No.123 は、APB No.25 の会計処理を「本源的価値基準法」(intrinsic based method) と称し、その継続を認める一方、それより望ましいとする公正価値基準法 (fair value based method) を推奨した。公正価値基準法では、報酬コストは、付与日現在で報奨 (award) の価値に基づいて測定され、勤務期間にわたって認識される<sup>82)</sup>。

報奨としての「株式オプションの公正価値は、付与日現在のオプションの行使価格及び予想期間、基礎となる株式の現在価格・・・を考慮したオプション・プライシング・モデルを使用して見積もらなければならない」<sup>83)</sup>と規定した。但し、ここで用いられている公正価値は、資産負債の測定目的ではなく、報奨コスト算定目的のための測定である。

(12) SFAS No.125「金融資産の譲渡およびサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計処理」(1996.6) : [SFAS No.140 (2000.9) に取替]

SFAS No.125 は、認識の中止 (derecognition) に伴うオフバランス化の会計処理を規定した。販売として処理するための条件 (オフバランス化) が満たされた場合、「譲渡者は譲渡資産を貸借対照表から除き、他方、譲渡対価として受け取った資産及び引受け負債を、実行可能な限り、取引時の公正価値で計上し、売却損益を認識」<sup>84)</sup>された。しかし、当該

条件が満たされない場合、担保付借入として処理される<sup>85)</sup>。もし金融資産の一部のみが譲渡される場合、「残存持分は引き続き貸借対照表に計上」され、その帳簿価額は、「譲渡日現在の公正価値の比率に応じて、売却した部分と残存部分に、従来の帳簿価額を案分して算出」された<sup>86)</sup>。

サービス業務の会計処理に関して、「サービス業務とは、元利返済金徴収などの業務を行って回収コストを負担し、サービス手数料を受け取る契約である」<sup>87)</sup>と定義された。「サービス業務により見込まれる将来の収益がサービス業務に伴うコストを上回る場合には、サービス業務資産、下回る場合には、サービス業務負債が認識される」<sup>88)</sup>。サービス業務資産・負債は償却されるとともに、公正価値に基づいて、資産の減損または負債の増加が認識された<sup>89)</sup>。

用いられる公正価値は、SFAS No.115と同様である<sup>90)</sup>。但し、一部、「市場参加者の価値の見積」は、「市場参加者の価値、将来収益及び将来費用の見積」に修正された。さらに、金融負債の測定目的が追加説明された。すなわち、「見積将来CFによる公正価値で金融負債及びサービス負債を測定する際、1つの目的はこれらの負債がアームズ・レンクス取引で決済される割引率を用いることである」<sup>91)</sup>。この箇所の説明は測定目的として不十分であり、後にSFAS No.140 (par.69)で修正される。

公正価値の測定方法に関して、期待将来CFの見積方法は、「合理的かつ支持可能な仮定と予想に基づく、最善の見積である」と評価され、さらに、「全ての利用可能な証拠が期待将来CFの見積を展開する際に考慮すべき」であり、「もしある範囲が可能なCFの金額又はタイミングのために見積もられるならば、可能な帰結の尤度 (likelihood) は、将来CFの最善の見積を決定する際に考慮すべきである」と規定された<sup>92)</sup>。

SFAS No.125では、資産又は負債の公正価値の見積が実際的でない場合の実務の規定が導入された。すなわち、「もし資産の公正価値を見積ることが実際的でないならば、譲渡人はこれらの資産をゼロで記録すべきである。もし負債の公正価値を見積ることが実際的でないならば、譲渡人は取引上の利得を認識すべきでなく、(a) 取得資産の公正価値から発生負債の公正価値を控除した額が、譲渡資産の繰越額を超えた金額と、(b) SFAS No.5 [偶発事象の会計] に準拠して認識された金額と比べ、より大きい方で、当該負債を記録すべきである」<sup>93)</sup>と規定された。

(13) SFAS No.133「金融派生商品及びヘッジ活動に関する会計処理」(1998.6)

FASBは、SFAS No.80, SFAS No.105及びSFAS No.119 (1994.10)を廃止し、金融派生商品の測定及び開示に関する包括的基準として、SFAS No.133を公表した。

SFAS No.133において、公正価値は、「金融商品にとっては目的に適合した唯一の測定値であり、金融派生商品にとって、目的適合的な唯一の測定値である」<sup>94)</sup>とされた。他方、公正価値の変動については、金融派生商品がヘッジ関係の要件を満たすか否かに依存して、会計処理がなされる<sup>95)</sup>。

公正価値の説明は、SFAS No.107 (pars.5-6)を受け継いでいる、SFAS No.125の説明 (pars.42-43)と同様である。SFAS No.133において、SFAS No.107の公正価値の見積手続 (pars.18-29)は十分使用できると、FASBは決定したのである<sup>96)</sup>。

(14) SFAC No.7「会計測定における CF 情報及び現在価値の使用」(2000.2)

多くの SFAS において、現在価値法が公正価値の見積方法として用いられてきたが、現在価値法自体に対する体系的な指針が無かった。SFAC (Statement of Financial Accounting Concepts) No.7 は、現在価値法の使用に関する共通の指針を提供している。

SFAC No.7 は、現在価値のセカンド・ベスト的役割について、「資産もしくは負債に対する価格又は本質的に同一の資産若しくは負債に対する価格を市場で入手することができるならば、現在価値による測定を用いる必要はない」とし、その理由を「市場における現在価値に対する評価が、そのような価格にすでに織り込まれているからである」と記している<sup>97)</sup>。

公正価値測定において現在価値法を用いる目的について、「現在価値が、当初認識時における会計測定およびフレッシュ・スタート測定において用いられる際の唯一の目的は公正価値を見積もることにある。いいかえれば、現在価値は、かりに市場価格すなわち公正価値が存在するならば、市場価格を構成するであろう諸要素を総体的に把握しようとするものである」<sup>98)</sup>と、記している。

SFAC No.7 が現在価値法を適用する際に強調しているのは、市場参加者の観点である。すなわち、「実体の経営者による予測は、有用かつ有益であることが少なくないが、資産及び負債の価値の最終裁定者は市場である。公正価値を目的とした現在価値による測定は、見積りを含まざるを得ないが、測定を行う実体から独立して行われる」<sup>99)</sup>べきである。とはいえ、企業実体の視点を用いる実務的な適用法も示している。すなわち、「実体の予測に基づいた情報及び仮定を用いることを妨げるものではない・・・仮定の一部または全部に関して殆どまたは全く情報を有さないことが多い・・・そのような場合・・・将来 CF に関して実体独自の仮定を用いることは、市場参加者であれば異なる仮定を用いるであろうことを示す反証がない限り、公正価値の見積もりに適合する。そのような反証がある限り、その実体は、市場の情報を取り込むようにその仮定を修正しなければならない」<sup>100)</sup>と定めている。

SFAC No.7 が展開する現在価値法の一般的指針は、その後の SFAS において、公正価値の見積りに用いる現在価値法のための指針を提供している。

(15) SFAS No.140「金融資産の譲渡及びサービス業務並びに負債の消滅に関する会計処理」(2000.9)

SFAS No.140 は、SFAS No.125 を差し替え、新たに問題となっている証券化や金融資産及び担保のその他の移転のための基準を設けた。とはいえ、SFAS No.125 の多くの規定は、SFAS No.140 に引き継がれている。

公正価値に関して、公正価値の定義内容は、SFAS No.125 (par.42) と同様である<sup>101)</sup>。公正価値の見積方法も、SFAS No.125 とほぼ同様である<sup>102)</sup>。しかし、SFAC No.7 が設定されたことを反映して、注記において、見積期待将来 CF の現在価値は、SFAC No.7 における現在価値技法の内容 (pars.42-54, 75-88) を参照すべきであること<sup>103)</sup>、及び、期待将来 CF の見積の際に、見積 CF や金額の不確実性のために、SFAS No.140 に特有の仮定が用いられていること<sup>104)</sup>が、記されている。

(16) SFASNo.141「企業結合」(2001.6)

APBO No.16の下では、企業結合は、持分プーリング法さもなければパーチェス法を使用して、会計処理しなければならなかった。SFAS No.141はAPBO No.16を廃止し、パーチェス法による単一アプローチを採用している。

被買収企業の資産・負債の原価(公正価値)の決定方法は、APBO No.16の規定(pars.72-75)を引用している<sup>105)</sup>。被買収企業の原価の取得した資産及び引き継いだ負債への配分は、通常購入価格の配分手続(pars.37-46)に従って、「買収企業は、被買収企業の原価を買収の日の見積公正価値に基づいて取得した資産及び引き継いだ負債に配分しなければならない」<sup>106)</sup>と規定されている。

なお、公正価値の説明は、SFAS No.125と同様である<sup>107)</sup>。

(17) SFAS No.144「長期性資産の減損又は処分の会計処理」(2001.8)

処分予定の長期性資産の測定に関して、APBO No.30による正味実現可能価額評価とSFAS No.121による公正価値評価の2つの測定モデルが共存していたため、SFAS No.144はSFAS No.121を廃止し、公正価値評価の単一モデルに修正している<sup>108)</sup>。しかし、(a)使用目的で保有する長期性資産の減損の認識および測定、及び(b)売却処分予定の長期性資産の測定に関する、SFAS No.121の基本規定はSFAS No.144に引き継がれている<sup>109)</sup>。

公正価値の定義は、SFAS No.121と同様である<sup>110)</sup>。他方、公正価値の見積方法に関して、SFAS No.144では、評価技法が列挙されず、FASBは、多くの場合に、長期性資産(資産グループ)については活発な市場における公表市場価格が利用できないであろうことを認め、SFAC No.7で議論されている現在価値技法が、公正価値を見積もるための最善の利用できる評価技法であると判断した<sup>111)</sup>。FASBは、「作成者がSFAC No.7の指針に基づいて、その特定の状況に最も適した現在価値技法を決定すべきである」<sup>112)</sup>とした。その際に、現在価値技法としては、「時期及び金額の双方に不確実性を有する長期性資産については、予測現在価値技法が多くの場合、適切な技法である」<sup>113)</sup>と評価している。

## IV 公正価値概念の改善と経済的論拠

### 1 公正価値概念の改善

会計基準の発展と、公正価値概念形成の展開とはリンクしている。会計問題を解決するために設定された会計基準において、公正価値が測定属性として規定されることが次第に増加している。米国において、SFAS No.157以前のARBs、APBOs、SFASsにみられる多くの基準において、公正価値は測定属性として規定のなかに組み込まれてきた。とりわけ公正価値概念の形成に特に重要な影響を与えた会計基準は、APBO No.16、SFAS No.15、SFAS No.107の3つの基準と、SFAC No.7の概念書である。

本節では、公正価値測定問題が解決すべき2つの課題、すなわち、第一に公正価値とは何か、そして第二に公正価値をどのように見出すか(見積方法)に対し、会計基準は、どのように取り扱ってきたか、基準設定主体に転ずれば、APBやFASBのような米国会計基準設定機関が、その課題にどのように取り組んできたかを、上述の3基準と1概念書を

中心に考察したい。

公正価値の概念の必要性は、市場価格が存在しない、企業結合を含む非金銭取引における取得資産の測定問題から生じている。公正価値概念自体は、ARB No.3において資産整理の評価規定において用いられていたが、APBO No.16は、企業結合における被買収会社の資産負債の評価において、公正価値を明確に測定属性として規定した。その際に、持分証券の公正価値の測定方法を、公表市場価格が存在する場合と公正価値を見積る場合の二層に構造化したのは、APBO No.16である。しかし、APBO No.29では、公正価値自体の定義はなされていない。

公正価値概念を定義した会計基準書は、SFAS No.13である。しかし、SFAS No.13において、公正価値を「無関連当事者間のアームス・レンクス取引における売却価格」と定義していた。SFAS No.15は、その定義を改善し、既述のように、公正価値を「債務者が、強制されたまたは清算による売却ではなく、自発的な買い手と売り手の間で、現時点で売却された場合に、受け取ると合理的に期待される金額」と定義した。さらにその測定方法についても、第一に、「活発な市場」が存在すればその市場価格、第二に、見積方法の1に、活発な市場が存在しなければ類似資産の市場価格による見積方法、見積方法の2に、市場価格が利用可能でない場合に現在価値法による見積方法が規定された。この公正価値の定義と、その測定方法の二層構造はその後のSFASにおける公正価値測定方法の嚆矢となっている。

SFAS No.107は、金融商品の公正価値の開示面に対象範囲を限定しているものの、公正価値の測定を開示のために必要としている。SFAS No.107の公正価値の概念と見積方法は、SFAS No.15を基本的に受け継いでいるとはいえ、用語「市場価値」に代わって「公表市場価格」が用いられ、市場価格は公正価値の証拠として位置づけられるようになった。測定方法の2層化も、SFAS No.15と同様であるが、見積方法の2に、オプション価格決定モデル等の評価技法が加えられている。SFAS No.107は一層詳細に、金融商品の個別項目別に公正価値の見積手続の指針を示している。SFAS No.107の公正価値の測定規定は、その後の、金融商品の測定に関するSFASの規定に影響を与えている。

公正価値の基準への影響は、当初認識後の測定に、その適用が拡大していく。SFAS No.115の市場性ある有価証券の公正価値評価やSFAS No.121の、長期性資産（及び特定の識別可能資産）の減損へと拡大した。SFAS No.121では、初めて、長期性資産の減損に、公正価値が測定属性として用いられた。

その後、現在価値法の包括的指針を規定したSFAC No.7が公表された。SFAS No.144はSFAS No.121を取換え、SFAC No.7における現在価値測定の指針を参照している。FASBは、長期性資産の減損評価においては、市場価格の入手困難さから、SFAC No.7で議論されている現在価値技法が最善の方法であると、判断している。このように、SFAC No.7は、SFASにおいて公正価値の現在価値測定に関する参照規定として、機能している。

## 2 経済的論拠

会計基準の測定属性として公正価値を規定する際に、FASBは、概念的基礎に経済理論

の市場価格概念を念頭に置き、基準設定を展開してきたのである。

経済学者であると同時に社会哲学者である F.A. ハイエクは、市場経済における価格システムを情報伝達のための機構として、捉えている。すなわち、価格システムには、知識の経済性、すなわち「個々の参加者が正しい行動をとることができるために知る必要のあることが如何に少なくて済む」こと、が働き、本質的な情報だけが価格に反映され、関係者に伝達される仕組みである<sup>114)</sup>。

この市場価格の形成過程において、売り手と買い手の間でなされる価格交渉を会計制度的に表現すれば、公正価値の定義がもたらされる。FASB は、既述の通り、公正価値を「自発的な買い手と売り手の間で、現時点で売却された場合に、受け取ると合理的に期待される金額」と定義している。公正価値の第一の測定値が公表市場価格とされるのは、市場価格こそが「知識の経済性」を最も反映する、からである。

FASB が公正価値の論拠として、経済理論の影響を表明したのは、SFAS No.121 と SFAS No.125 及び SFAC No.7 においてである。SFAS No.121 (par.72) では、FASB は、公正価値の経済的論拠を次のように説明している。「公正価値測定は、経済理論にとって基礎的であり、市場のリアリティに基礎づけられている。公正価値は多くの資産、特に機械・設備のため、公表された様式で容易に利用可能である。いくつかの資産にとって、多重のオンライン・データベースのサービスは、最新の市場価格情報を提供している。公正価値の見積値は、資産が自由意志ある当事者間取引で交換される場合にはいつでも、定期的検証に服している」。

また、SFAC No.7 において、公正価値測定において現在価値法を用いる目的について、既述のように、「現在価値は、かりに市場価格すなわち公正価値が存在するならば、市場価格を構成するであろう諸要素を総体的に把握しようとするものである」と、価格に対する代替的機能を述べている。SFAC No.7 が強調しているのは、現在価値法を適用する際の、既述の「資産及び負債の価値の最終裁定者は市場である。」という市場参加者の観点である。

このような公正価値の経済的論拠には、市場経済における市場価格の機能と、それに代わる現在価値法等の評価技法に対するセカンド・ベスト的理解が、基礎にあるのである。FASB は経済的論拠を念頭に置きながら、公正価値の定義や測定方法に関する規定の改善に取り組んできた。こうした FASB の試みは、その後の SFAS No.157 の設定につながっていくのである。

#### 注記

- 1) Hendriksen [1982], p.347 を参照。
- 2) ペイトン・リトルトン [1940], 訳書 46 頁 (原文 p.27) を参照。
- 3) 同上書、46 頁を参照。
- 4) 同上書、46 頁を参照。
- 5) Investment Company Act of 1940 の 2 条 a 項 39 号を参照。なお、1975. 6.4 改正により同号は 41 号に移動。
- 6) IRS Revenue Ruling 59-60 (1959 年 1 月発行) の Sec. 2.02 を参照。



SFAS No.157 以前の公正価値概念の改善

- 7) *Ibid.*, Sec. 2.02 を参照。
- 8) Zeff [1971, p.134] によれば、ARB の発行の契機は、会計実務の実質的権威ある支持 (substantial authoritative support) を表明した米国 SEC (証券取引委員会) 発行 ASR (会計連続通牒) No.4 (1938 年) の影響を受けている。
- 9) ARB No.3 の Procedure in Readjustment の章を参照。
- 10) ARB No.11 (1941.9) の Number of Dividend Shares To be Issued の節を参照。
- 11) ARB No.11 改訂版 (1952.11) , par.10 を参照。
- 12) ARB No.24 (1944.12) の Initial Carrying Value の節を参照。ARB No.40 (1950.9) , par.4 を参照。
- 13) ARB No.37 (Revised) (1953.1) , par.1 を参照。同報告は ARB No.37 (1948.11) を改訂し、その後、ARB No.43 に編集されている。
- 14) *Ibid.*, par.10 を参照。
- 15) *Ibid.*, par.12 を参照。
- 16) *Ibid.*, par.13 を参照。
- 17) FASB [2005] , p.ARB-2 を参照。
- 18) Zeff, *op. cit.*, p.171 を参照。
- 19) APB Opinion No.15, par.33 を参照。なお、以下の APB Opinion の翻訳は、AICPA [1978] を参考にしている。
- 20) *Ibid.*, footnote 9 を参照。
- 21) APB Opinion No.16, par.8 を参照。
- 22) *Ibid.*, par.67 を参照。なお、資産取得の一般原則とは、(1) 金銭その他の資産との交換によって取得した資産は、引き渡した資産の公正価値で記帳する、(2) 掛で取得した資産は負債の現在価値で記帳する、及び (3) 自社の株式発行で取得した資産は、取得した資産の公正価値で記帳することである。
- 23) *Ibid.*, par.72 を参照。
- 24) *Ibid.*, par.74 を参照。
- 25) *Ibid.*, par.75 を参照。
- 26) Statement of the APB No.4, par.1 を参照。
- 27) *Ibid.*, par.180 を参照。
- 28) APB Opinion No.18, par.9 を参照。なお、この公正価値の近似値の説明は、Statement of the APB No.4 の公正価値に対する位置づけの影響を受けている。
- 29) APB Opinion No.21, par.1 を参照。
- 30) *Ibid.*, par.12 を参照。
- 31) *Ibid.*, footnote 1 を参照。
- 32) *Ibid.*, par.18, Appendix を参照。
- 33) APB Opinion No.25, par.10a を参照。
- 34) APB Opinion No.27, pars.2, 3 を参照。
- 35) *Ibid.*, par.4 を参照。
- 36) APB Opinion No.29, par.18 を参照。
- 37) *Ibid.*, par.25 を参照。
- 38) *Ibid.*, par.20 を参照。
- 39) *Ibid.*, par.26 を参照。
- 40) ASC 体系については、山本 [2011] を参照。
- 41) 本稿で取り上げていないものの、公正価値概念を利用した SFAS には、19, 23, 28, 35, 45, 60, 61, 63, 65-68, 98, 106, 116, 124, 126, 136, 138, 142-144, 146, 149, 150, 153, 156 号がある。なお、SFAS の翻

訳（日本公認会計士協会国際委員会訳）は日本公認会計士協会より入手可能である。

- 42) SFAS No.13, pars7.d, 10 を参照。
- 43) *Ibid.*, par.10 を参照。
- 44) *Ibid.*, par.5.c. を参照。
- 45) *Ibid.*, par.5.ci を参照。
- 46) SFAS No.15, par.13 を参照。
- 47) *Ibid.*, par.13 を参照。
- 48) *Ibid.*, par.13 を参照。
- 49) SFAS No.80, par.3 を参照。
- 50) *Ibid.*, par.5 を参照。
- 51) SFAS No.84,par.5 を参照。
- 52) *Ibid.*, par.9 を参照。
- 53) SFAS No.87, par.19 を参照。
- 54) *Ibid.*, par.49 を参照。
- 55) SFAS No.105, par.6 を参照。
- 56) *Ibid.*, par.2 を参照。金融商品の用語は、既に SFAS No.80 で用いられているが、物品と対比し例示的に説明されているだけである。
- 57) *Ibid.*, pars.17-20 を参照。
- 58) SFAS No.107, par.35 を参照。
- 59) *Ibid.*, par.10 を参照。
- 60) *Ibid.*, par.37 を参照。
- 61) *Ibid.*, par.5 を参照。
- 62) *Ibid.*, par.11 を参照。
- 63) *Ibid.*, par.6 を参照。
- 64) *Ibid.*, par.19 では、市場の種類には、取引所市場、ディーラー市場、仲介市場、当事者間市場の 4 つがある。同節では、各市場の機能が説明されている。
- 65) *Ibid.*, par.11 を参照。
- 66) *Ibid.*, pars.18-29 を参照。
- 67) *Ibid.*, par.14 を参照。
- 68) *Ibid.*, par.15 を参照。
- 69) SFAS No.114, par.8 を参照。
- 70) *Ibid.*, par.13 を参照。
- 71) *Ibid.*, par.13 を参照。
- 72) *Ibid.*, par.54 を参照。
- 73) SFAS No.115, par.6 を参照。
- 74) *Ibid.*, par.12 を参照。
- 75) *Ibid.*, par.16 を参照。
- 76) *Ibid.*, par.137 (Appendix C) を参照。
- 77) SFAS No.121, par.4 を参照。
- 78) *Ibid.*, par.6 を参照。回収可能性テストは、「エンティティは資産の利用とその最終的な処分から生じると期待される将来 CF を見積もらなければならない・・・期待将来 CF の合計（未割引かつ利子費用無し）が資産の繰越金額以下であるならば、減損損失が認識されなければならない」とされている。
- 79) *Ibid.*, par.7 を参照。

SFAS No.157 以前の公正価値概念の改善

- 80) *Ibid.*, par.7 を参照。SFAS No.121 は、減損において、公正価値が適用される論拠について、「…その結果、減損資産を利用しつづけるとの決定は、新規資産購入の決定と同等であり、公正価値の新基礎が妥当である」(par.70) とした。
- 81) *Ibid.*, par.15 を参照。公正価値の測定は、*Ibid.*, par.7 に準拠する。
- 82) SFAS No.123, Summary を参照。なお、SFAS No.123 は、2004 年 12 月に、SAS No.123R と取り替えられ、公正価値基準法が強制された。
- 83) *Ibid.*, par.19 を参照。
- 84) SFAS No.125, par.11 を参照。
- 85) *Ibid.*, par.12 を参照。
- 86) *Ibid.*, par.10 を参照。
- 87) *Ibid.*, par.15 を参照。
- 88) *Ibid.*, par.36 を参照。
- 89) *Ibid.*, par.13 を参照。
- 90) *Ibid.*, pars.42, 43 を参照。
- 91) *Ibid.*, par.43 を参照。
- 92) *Ibid.*, par.44 を参照。
- 93) *Ibid.*, par.45 を参照。
- 94) SFAS No.133, par.3b, par.17 を参照。
- 95) *Ibid.*, par.18 を参照。
- 96) *Ibid.*, par.17, pars.312-13 を参照。
- 97) SFAC No.7, par.17 を参照。
- 98) *Ibid.*, par.25 を参照。
- 99) *Ibid.*, par.36 を参照。
- 100) *Ibid.*, par.38 を参照。
- 101) SFAS140, par.68 を参照。
- 102) *Ibid.*, pars.69-70 を参照。
- 103) *Ibid.*, footnote 20 を参照。
- 104) *Ibid.*, footnote 21 を参照。
- 105) *Ibid.*, pars.20-23 を参照。
- 106) *Ibid.*, par.35 を参照。
- 107) *Ibid.*, Appendix F を参照。
- 108) SFAS No.144, Summary を参照。
- 109) *Ibid.*, par.1 を参照。
- 110) *Ibid.*, par.22 を参照。
- 111) *Ibid.*, par.B40 を参照。
- 112) *Ibid.*, par.41 を参照。
- 113) *Ibid.*, par.23 を参照。
- 114) F.A. ハイエク [1986] (原文 [1945])、67 頁。

参考文献

- APB, *APB Opinion No.15 : Earnings per Share*, May,1969.  
—, *APB Opinion No.16 : Business Combination*, August,1970.  
—, *APB Opinion No.17 : Intangible Assets*, August,1970.  
—, *Statement of the APB No.4 : Basic Concepts and Accounting Principles of Business Enterprises*,

- (川口順一訳『企業会計原則』同文館,1973) AICPA,1970.
- , *APB Opinion No.18 : The Equity Method of Accounting for Investments in Common Stock*, March, 1971.
- , *APB Opinion No.21 : Interest on Receivables and payables*, August,1971.
- , *APB Opinion No.27 : Accounting for Lease Transactions by Manufacturer or Dealer Lessors*, November, 1972.
- , *APB Opinion No.29 : Accounting for Nonmonetary Transactions*, May,1973.
- CAP, *ARB No.3 : Quasi-Reorganization or Corporate Readjustment*, September, 1939.
- , *ARB No.11 : Corporate Accounting for Ordinary Stock Dividends*, September, 1941.
- , *ARB No.24 : Accounting for Intangible Assets*, December, 1944.
- , *ARB No.40 : Business Combinations*, September, 1950.
- , *ARB No.37 (Revised) : Accounting for Compensation Involved in Stock Option and Stock Purchase Plans*, January, 1953.
- , *ARB No.43 : Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins*, June, 1953.
- FASB, *SFAS No.12 : Accounting for Certain Marketable Securities*, December,1975.
- , *SFAS No.13 : Accounting for Leases*, November,1976.
- , *SFAS No.15 : Accounting by Debtors and Creditors for Troubled Debt Restructurings*, June, 1977.
- , *SFAS No.60 : Accounting and Reporting by Insurance Enterprises*, June, 1982.
- , *SFAS No.65 : Accounting for Certain Mortgage Banking Activities*, September, 1982.
- , *SFAS No.67 : Accounting for Costs and Initial Operations of Real Estate Projects*, October, 1982.
- , *SFAS No.80 : Accounting for Future Contracts*, August, 1982.
- , *SFAS No.84 : Induced Conversions of Convertible Debt*, March, 1985.
- , *SFAS No.87 : Employers' Accounting for Pensions*, December, 1985.
- , *SFAS No.105 : Disclosure of Information about Financial Instruments with Off-Balance-Sheet Risk and Financial Instruments with Concentrations of Credit Risk*, March, 1990.
- , *SFAS No.106 : Employers' Accounting for Postretirement Benefits Other Than Pensions*, December, 1990.
- , *SFAS No.107 : Disclosure about Fair Value of Financial Instruments*, December, 1991.
- , *SFAS No.114 : Accounting by Creditors for Impairment of a Loan*, May, 1993.
- , *SFAS No.115 : Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*, May,1993.
- , *SFAS No.121 : Accounting for Impairment of Long-Lived Assets and Long-Lived Assets to be Disposed Of*, March, 1995.
- , *SFAS No.123 : Accounting for Stock-Based Compensation*, October, 1995.
- , *SFAS No.125 : Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities*, June, 1996.
- , *SFAS No.133 : Accounting for Derivative Instrument and Hedging Activities*, June, 1998.
- , *Statement of Financial Accounting Concepts No.7 (SFAC No.7) : Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, February 2000 (平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計基準書：増補版』中央経済社,2002年)
- , *SFAS No.140 : Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities*, September, 2000.
- , *SFAS No.141 : Business Combinations*, June, 2001.

SFAS No.157 以前の公正価値概念の改善

- , *SFAS No.144 : Accounting for Impairment or Disposal of Long-Lived Assets*, August, 2001.
- , *Original Pronouncements as Amended 2005/2006 Edition*, John Wiley&Sons, 2005.
- , *SFAS No.157 : Fair Value Measurements*, September, 2006.
- , *SFAS No.168 : The FASB Accounting Standards Codification and the Hierarchy of Generally Accepted Accounting Principles*, FASB, June 2009.
- Hendriksen, E. *Accounting Theory*, Richard D. Irwin, 1982.
- Zeff, Stephen, *Forging Accounting Principles in Five Countries*, Stiples Pub. Co., 1971.
- AICPA (日本公認会計士協会国際委員会訳)『AICPA 会計原則審議会意見書』大蔵財務協会、1978。  
なお、内容は AICPA 設定の APBO 翻訳集。
- ハイエク F.A. (田中真晴 / 田中秀夫共訳)『市場・知識・自由』第二章、ミネルヴァ書房、1986 (Hayek, F. A., “The Use of Knowledge in Society”, *American Economic Review*, XXXV, No.4, September, 1945, pp.519-30 を第二章に編集)。
- ペイトン・リトルトン (中島省吾訳)『会社会計基準序説 (改訳版)』森山書店、1958 (Paton, W.A. and A. C. Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, A. A. A., 1940)。
- 山本紀生「米国 GAAP の設定主体と編纂」『大阪国際大学国際研究論叢』第 24 巻、第 2 号、2011、23-41 頁。